

## 【マーケット・リスク】（3柱）

### <低流動性ポジション>

【関連条項】第2条第3項第7号イ(2)、第10条第3項第7号イ(2)、第12条第3項第8号イ(2)、第15条第3項第8号イ(2)等

第2条第3項-Q1 マーケット・リスクに係る定性的な開示事項に「低流動性ポジションの特定」とありますが、具体的にどのようなポジションを指すのか教えてください。(令和4年11月30日追加)

(A)

低流動性ポジションとは、流動性の劣るポジション（売却に困難性を有するポジション及び売却が困難なポジション）又は価格の透明性が限られているポジションをいいます。

### <外国為替リスク又はコモディティリスクのみを扱うトレーディング・デスク>

【関連条項】第2条第3項第7号ハ、第10条第3項第7号ハ、第12条第3項第8号ハ、第15条第3項第8号ハ

第2条第3項-Q2 マーケット・リスクの開示事項のうち、「トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを有する部門については、トレーディング・デスクとみなす。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）」について、開示が不要となるのは、こういったトレーディング・デスクなのでしょうか。(令和4年11月30日追加)

(A)

バンキング勘定において保有する外国為替又はコモディティリスクのポジションに係るリスクのみを扱うトレーディング・デスクである場合であって、当該トレーディング・デスクが標準的方式又は簡易的方式を用いるときに、「トレーディング・デスクの構造及び保有する商品の種類」に関する事項の開示が不要になります。

### <国内基準行の定量的開示事項>

【関連条項】第10条第5項、第10条第6項、第12条第5項、第12条第6項、第15条第5項、第15条第6項

第10条-Q1 マーケット・リスク相当額を算出する国内基準行は、定量的な開示事項について、どのような様式により記載すればよいですか。(令和4年11月30日追加)

(A)

マーケット・リスク相当額を算出する国内基準行の定量的な開示事項は、別紙様式第11号の2を用いて開示することになります。

### <マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用する金融機関における開示>

【関連条項】別紙様式第十一号の二

別紙様式第11号の2-Q1 マーケット・リスク相当額の算出を要しない金融機関（マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用する金融機関）は、別紙様式第十一号の二による開示は必要でしょうか。(令和4年11月30日追加)

(A)

マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用する金融機関は、別紙様式第11号の2による開示は不要です。